

## 6 火薬類取締法

[火薬貯蔵施設の設置等の許可・届出]

<p>法の趣旨</p>	<p>火薬の製造、販売、貯蔵、運搬、消費その他の取扱を規制することにより、火薬類による災害を防止し、公共の安全を確保することを目的としています。</p>
<p>許可・届出の必要な行為</p>	<p>火薬の貯蔵施設等は、周囲の人家等に対して（施設の規模に応じた）一定の距離を有することが必要です。</p>
<p>許可・届出の必要な区域</p>	<p>県内全域</p>
<p>受理権者</p>	<p>県知事 白河市内については白河市長</p>
<p>基準等</p>	<p>火薬の貯蔵施設等の設置や変更を行う場合は、周囲の人家等に対して（施設の規模に応じた）一定の距離を有していることを含めて、技術基準を満たしていることを確認したうえで、許可や届出の受理を行います。</p>
<p>手続 フローチャート</p>	<pre> graph LR     A[申請者] -- 申請・届出 --&gt; B[担当機関]     B -- 許可・受理 --&gt; A     </pre>
<p>担当機関</p>	<p>県・・・各地方振興局 県民環境部 県民生活課 （南会津地方振興局は県民環境部 県民環境課） （いわき地方振興局は県民部 県民生活課） 白河市内の事業者等・・・白河市役所市民生活部 生活防災課</p>
<p>備考</p>	